

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第22号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年香川県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児を行う職員の時間外勤務等の制限の請求手続等)</p> <p>第7条の2 略 2～5 略 6 略</p> <p>(1) 当該請求に係る子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)を含む。第14条を除き、以下同じ。)が死亡した場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないで児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合</p> <p>(5) 前各号(第3号を除く。)に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第8条第1項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合</p> <p>7～9 略</p> <p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第7条の4 略</p>	<p>(育児を行う職員の時間外勤務等の制限の請求手続等)</p> <p>第7条の2 略 2～5 略 6 第1項の請求がされた後時間外勤務等制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 当該請求に係る子が死亡した場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>7～9 略</p> <p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第7条の4 略</p>

2・3 略

4 略

(1)～(3) 略

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないで児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 略

(6) 前各号（第3号を除く。）に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第8条第2項に規定する職員に該当しなくなった場合

5～7 略

（介護を行う職員の時間外勤務等及び深夜勤務の制限）

第7条の5 第7条の2（第6項第3号から第5号まで及び第7項各号を除く。）及び前条（第4項第3号から第6号までを除く。）の規定は、条例第15条第1項に規定する要介護者（以下単に「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の2第2項中「条例第8条第1項又は第3項」とあるのは「それぞれ条例第8条第4項において読み替えて準用する同条第1項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか又は同条第3項」と、同条第3項中「第1項の」とあるのは「条例第8条第3項の規定による」と、「条例第8条第1項又は第3項」とあるのは「同項」と、同条第6項第1号中「子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第14条を除き、以下同じ。）」とあり、及び前条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第7条の2第6項第2号及び前条第4項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7条の2第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

2・3 略

4 第1項の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

(4) 略

5～7 略

（介護を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限）

第7条の5 第7条の2（第6項第3号及び第7項各号を除く。）及び前条（第4項第3号及び第4号を除く。）の規定は、条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の2第1項中「ならない。この場合において、同条第1項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」を「ならない」に、同条第2項及び第3項中「第8条第1項又は第3項」を「第8条第3項」に、同条第6項第1号及び前条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第7条の2第6項第2号及び前条第4項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7条の2第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第13条 略

(1)～(8) 略

(9) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分
(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。))若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間)

(10)～(22) 略

2～4 略

(介護休暇)

第14条 略

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2)～(5) 略

(6) 職員と同居している2親等の親族(第1号に掲げる者を除く。)

2 条例第15条第1項の日常生活を営むのに支障がある期間は、任命権者が特に必要と認める場合を除き、2週間以上の期間とする。

3 条例第15条第1項の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に係る教育委員会規則で定める期間は、3月とする。

4 任命権者は、条例第15条第1項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第7項において「申出の期間」という。)の指定期間

(特別休暇)

第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(8) 略

(9) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ30分
(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間)

(10)～(22) 略

2～4 略

(介護休暇)

第14条 条例第15条第1項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(4) 略

(5) 職員と同居している2親等の親族

2 条例第15条第1項の教育委員会規則で定める期間は、任命権者が特に必要と認める場合を除き、2週間以上の期間とする。

3 条例第15条第2項の教育委員会規則で定める期間は、3月とする。

4 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

を指定するものとする。

- 5 職員は、条例第15条第1項に規定する職員の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。
- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は条例第15条第1項に規定する職員の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第17条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第14条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
- 3 介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の任命権者が定める場合には、任命権者が定める期間）について一括して請求しなければならない。

（介護時間）

- 5 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

第14条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第23条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第17条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第15条第1項又は第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（介護休暇の承認）

第17条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第15条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第2号様式 (第7条の2、第7条の4、第7条の5関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

殿

所 属
職氏名 ㊟

次のとおり 正規の勤務時間以外の時間における勤務
 深夜勤務
 時間外勤務 の制限に係る子の養育
又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した。

職員の子でなくなった。

離縁 養子縁組の取消し 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除

同居しなくなった。

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。

(理由: _____)

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した。

要介護者と職員との親族関係が消滅した。

(消滅の理由: _____)

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式 (第7条の2、第7条の4、第7条の5関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

殿

所 属
職氏名 ㊟

次のとおり 正規の勤務時間以外の時間における勤務
 深夜勤務
 時間外勤務 の制限に係る子の養育
又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した。

職員の子でなくなった。

離縁 養子縁組の取消し

同居しなくなった。

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した。

要介護者と職員との親族関係が消滅した。

(消滅の理由: _____)

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

(県立学校職員の服務に関する規則の一部改正)

第2条 県立学校職員の服務に関する規則(昭和35年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(教員の指定期間の指定の申出等)</u></p> <p><u>第10条の2 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)第15条第1項に規定する教員の申出は、あらかじめ同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を第6号様式の4による介護休暇指定期間指定申出書に記入して、教育長に提出して行わなければならない。</u></p> <p><u>2 勤務時間等規則第14条第5項の規定により申し出る場合においては、あらかじめ介護休暇指定期間指定申出書に改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を記入して、教育長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(教員の介護休暇及び介護時間の請求)</u></p> <p><u>第11条 介護休暇の承認を受けようとする教員は、あらかじめ第6号様式の5による介護休暇承認申請書を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 介護時間の承認を受けようとする教員は、あらかじめ第6号様式の6による介護時間承認申請書を校長に提出しなければならない。</u></p> <p>第6号様式の3(第10条関係) 略</p>	<p><u>(教員の介護休暇の請求等)</u></p> <p><u>第11条 介護休暇の承認を受けようとする教員は、あらかじめ第6号様式の4による介護休暇承認申請書を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、教育長が特に必要と認める場合を除き、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。</u></p> <p>第6号様式の3(第10条関係) 略</p>

第6号様式の4 (第10条の2関係)

介護休暇指定期間指定申出書

指定権者印	教育長 殿	年 月 日提出	年 月 日受理
		学 校 名	
		職 氏 名 印	
<p>下記のとおり指定期間の指定を受けたいので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
申 出 内 容	<input type="checkbox"/> 指定期間の指定 <input type="checkbox"/> 指定期間の延長 <input type="checkbox"/> 指定期間の短縮		
今 回 の 申 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (月 日)		
指定期間の指定状況	第1回	年 月 日から 年 月 日まで (月 日)	
	第2回	年 月 日から 年 月 日まで (月 日)	
	第3回	年 月 日から 年 月 日まで (月 日)	
要介護者に	氏 名		年齢 歳
	続 柄		
関する事項	同居又は別居の別及び別居の場合は、要介護者の住所	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)	
要介護者の状態及び具体的介護の内容			

第6号様式の5 (第11条関係)

介護休暇承認申請書

承認権者印	教育長 殿	年 月 日提出	年 月 日受理
		学 校 名	
		職氏名印	
下記のとおり介護休暇の承認を受けたいので申請します。			
記			
期	年 月 日から	時	時 分から 時 分まで
	年 月 日まで	間	時 分から 時 分まで
間	<input type="checkbox"/> 毎日	日数	1日の合計時間
	<input type="checkbox"/> その他 ()	日	時間
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
要介護者に	氏 名	年齢	歳
	続 柄		
関する事項	同居又は別居の別及び別居の場合は、要介護者の住所	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)	
要介護者の状態及び具体的介護の内容			

第6号様式の4 (第11条関係)

介護休暇承認申請書

承認権者印	教育長 殿	年 月 日提出	年 月 日受理
		学 校 名	
		職氏名印	
下記のとおり介護休暇の承認を受けたいので申請します。			
記			
期	年 月 日から	時	時 分から 時 分まで
	年 月 日まで	間	時 分から 時 分まで
間	<input type="checkbox"/> 毎日	日数	1日の合計時間
	<input type="checkbox"/> その他 ()	日	時間
連続する6月の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
要介護者に	氏 名	年齢	歳
	続 柄		
関する事項	同居又は別居の別及び別居の場合は、要介護者の住所	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)	
要介護者の状況及び具体的介護の内容			

第6号様式の6 (第11条関係)

介護時間承認申請書

承認権者印	校長	年 月 日提出	年 月 日受理
		学 校 名	
	殿	職 氏 名 印	
下記のとおり介護時間の承認を受けたいので申請します。 記			
期 間	年 月 日から	時	時 分から 時 分まで
	年 月 日まで		時 分から 時 分まで
	<input type="checkbox"/> 毎日		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
連続する3年の期間		年 月 日から	年 月 日まで
要介護者に	氏 名		年齢 歳
	続 柄		
関する事項	同居又は別居の別及び別居の場合は、要介護者の住所	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)	
要介護者の状態及び具体的介護の内容			

第7号様式 (第12条関係)
略

第7号様式 (第12条関係)
略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第9項の規定は、公布の日から施行する。
(平成29年3月31日までの間における特別休暇に関する読替え)
- 2 平成29年1月1日から同年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第1項第9号の規定の適用については、同号中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項」と、「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として」とあるのは「養子縁組によって養親となることを希望している者として」と、「若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む」とあるのは「を含む」とする。
(平成28年改正条例附則第5項の規定による指定期間の指定)
- 3 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年香川県条例第49号。以下「平成28年改正条例」という。)附則第5項に規定する職員の申出は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)第15条第1項に規定する指定期間(以下単に「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を第2条の規定による改正後の県立学校職員の服務に関する規則第10条の2第1項に規定する介護休暇指定期間指定申出書(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(学校栄養職員及び事務職員を除く。以下「県費負担教職員」という。)にあっては、市町の教育委員会が定める様式)(以下「申出書」という。)に記入して、教育長(県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。以下同じ。)に対し行わなければならない。
- 4 任命権者(県費負担教職員にあっては、市町の教育委員会。以下同じ。)は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成28年改正条例附則第5項に規定する初日(以下単に「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 平成28年改正条例附則第5項に規定する職員(以下単に「職員」という。)は、附則第3項の申出に基づき前項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を申出書に記入して、教育長に対し申し出なければならない。
- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は同項の申出に基づき附則第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第17条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 平成28年改正条例附則第5項の教育委員会規則で定める期間は、3月とする。
- 9 附則第3項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。